



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定・2件（水産課） ..... 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） ..... 1

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） ..... 1
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 3

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程 ..... 4

## 告 示

### 沖縄県告示第562号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、宜野座加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成23年12月 2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県告示第563号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、金武加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成23年12月 2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県告示第564号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成19年沖縄県告示第723号で同意の認定をした沖縄加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成23年12月 2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年1月14日まで縦覧に供する。

平成23年12月 2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年11月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人宮古島海の環境ネットワーク
- 3 代表者の氏名 春川淳
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市平良字荷川取497番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して沖縄県宮古島諸島の海洋域における自然環境及び生物の生態系に親しみ、その自然環境の維持、保全を目的とした活動の実施、環境保護意識の普及・啓発及びこれらの活動を推進するための指導者の育成事業を行うことにより、地域社会づくりに寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成23年12月2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年11月10日  
(2) 商号名 有限会社北美住建  
(3) 代表者名 島袋馨  
(4) 所在地 沖縄市池原五丁目2番17号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第10692号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年11月9日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年11月14日  
(2) 商号名 山里組  
(3) 代表者名 山里繁  
(4) 所在地 那覇市与儀2丁目15番18号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第5814号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年10月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年11月14日  
(2) 商号名 有限会社森實  
(3) 代表者名 森根司  
(4) 所在地 うるま市勝連平安名1623番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第10429号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年11月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成23年11月18日  
(2) 商号名 株式会社アラカキ建設  
(3) 代表者名 新垣善勝  
(4) 所在地 名護市宮里六丁目7番10号1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-21）第5264号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年10月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成23年11月18日  
(2) 商号名 親里建設  
(3) 代表者名 親里康臣

- (4) 所在地 中頭郡西原町字我謝8番地12
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第5272号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年10月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成23年11月18日
- (2) 商号名 有限会社大和
- (3) 代表者名 ジェームススミス
- (4) 所在地 沖縄市高原四丁目12番11号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第11390号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年10月31日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成23年11月18日
- (2) 商号名 有限会社ケイヨウ土木
- (3) 代表者名 嘉陽宗賢
- (4) 所在地 中頭郡西原町字森川255番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第9712号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年11月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成23年11月18日
- (2) 商号名 有限会社太功建設
- (3) 代表者名 宮城優
- (4) 所在地 名護市字川上417番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第10052号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年11月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成23年11月18日
- (2) 商号名 有限会社金雅建設
- (3) 代表者名 金城雅治
- (4) 所在地 国頭郡国頭村字辺土名225番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第10737号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年11月9日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成23年11月21日
- (2) 商号名 有限会社北神建設
- (3) 代表者名 宮城俊雄
- (4) 所在地 名護市字宮里992番地の1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第733号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年11月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月 2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年 5 月23日 沖縄県指令土第588号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字津花波津花波 3 番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小橋川88番地丸尾マンションC-2 座波守、西原町字小橋川88番地丸尾マンションC-2 座波久美子
- 5 検査済証番号 平成23年11月18日 第2940号
- 6 工事完了年月日 平成23年10月13日

## 病 院 事 業 局 事 項

### 沖縄県病院事業局管理規程第 3 号

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年12月 2 日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

### 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (4) 給与規程第25条第 9 項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

第 8 条第 1 項第 2 号中「施設」の次に「、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第 3 号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第 5 条第 7 項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第77条第 1 項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を「各事業を利用する」に、「赴く」を「赴き、又は見送るため赴く」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年12月 2 日から施行する。

（特別休暇の特例）

- 2 この規程の施行の日から平成23年12月31日までの間における第20条第18号の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動を行う場合にあっては、7日）」とする。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒 900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	--